

令和4年度 第2回中央市地域公共交通活性化協議会 議事録

日 時：令和4年6月24日(金)午後1時30分～

場 所：中央市役所南館 2階 205会議室

出席者：15名（欠席者：3名）

橘田委員 篠原委員 一瀬委員代理（窪田氏） 本住委員 佐野委員
田島委員 秋山委員 金子委員（同行：村松氏） 雨宮委員 田中委員
志村副会長 中楯委員 坂本委員 加藤委員 浦田委員
（事務局：山本課長・青木副主幹・渡辺主査）

会議概要

1 開 会

学識経験者紹介（早稲田大学：佐々木教授）

令和4年度中央市地域公共交通活性化協議会予算の訂正

（第1回協議会提示資料の一部誤記）

2 議 題

（1）令和5年度生活交通確保維持改善計画（案）について

（令和5年度地域内フィーダー系統補助金の認定申請）

事務局より【資料1】に基づき説明。

委員より異議なし。（承認）

（2）とまチュウバス運行経路の一部区間変更について

事務局より【資料2】に基づき説明。

○質 疑

委員A

問：行程が変更となる場合、期間にもよるが少なからず距離にも影響があると思われる。定額運賃の場合、経費のみが上昇することになるが、負担はどうするのか。昨今の燃料費高騰もあるため、運行経路の変更時にはバス会社との委託契約において経費の見直し等を実施するのか。

答：運行経路及び変更時期が確定後、受託事業者と協議する。

委員B

問：工事完了後は元の経路に戻るのか、その際も改めて協議会で審議するのか。

答：お見込みのとおり。

委員より異議なし。（承認）

（3）中央市地域公共交通計画策定について

- ・中央市地域公共交通活性化協議会プロポーザル方式業者選定委員会設置要綱（案）

- ・令和4年度委託業務内容

事務局より【要綱(案)、資料3、仕様書(案)、別紙】に基づき説明。

○質 疑

委員B

問：参考までに上限金額の設定方法に根拠があるのか

答：本業務の遂行に要する人工（人数・時間）に対し、国等が示す標準単価を当てはめ算出している。

委員より異議なし。（承認）

議事終了

3 その他

委員C

本協議会の設置根拠にもなっている「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」について、改めて法律の趣旨を教えてほしい。

事務局 概要説明

委員D

協議会（会議）は活性化及び再生に関する法律、道路運送法の2つの法律に基づき設置されている。

道路運送法では、本日の議題にあったとまチュウバスの運行に関することは協議会での審議、承認が必須とされている。

活性化及び再生に関する法律では、地域内の公共交通（機関）が連携することで、事業者の確保、住民の利便性の向上を目的に地域公共交通計画の策定について示されている。

事務局

第3回協議会を令和4年8月下旬頃開催予定。

4 閉 会